

触法者を親族にもつ子どもに関する研究

—児童相談所アンケート調査から見えてくるもの—

深谷 裕

1. はじめに

本研究の目的は、触法者を親族にもつ子どもの実態と児童相談所等のかかわりについて、アンケート調査により明らかにすることである。¹⁾

アメリカ、イギリス、オーストラリア等の欧米諸国においては、心理学、社会学、社会福祉学、犯罪学等の領域において、1970年代中頃から触法者を親族にもつ子どもについての研究がなされてきた。その多くは、親が受刑している子どもの経験を深く掘り下げて描く質的研究である (e.g. Bocknek, Sanderson, & Britner, 2009; Boswell, 2002; Henriques, 1982)。これらの研究を通して、親の逮捕、勾留、受刑、出所という一連のプロセスが、子どもやその扶養者に多様な社会的および情緒的困難をもたらすことが示唆されており、親の受刑が子どもにもたらす影響を理解するうえでの重要な端緒となっている。

具体的には、親の勾留や受刑にともない、子どもたちは喪失感、ショック、悲しみ、抑うつ、恐怖、怒り、不安、孤立感、罪悪感といったさまざまな心理的問題を抱え、攻撃的行動、多動傾向、ひきこもり等の問題行動を呈しやすくなることが明らかになっている (Fishman, 1983; Harm & Philips, 1998; Boswell 2002)²⁾。受刑だけでなく、家宅捜索や逮捕時の経験もまた子どもに影響を及ぼすことが報告されている。たとえばアーカンソー州で192人の受刑者を対象に行われた調査では、逮捕時に子どもが側にいた者は全体の40%であり、そのうち27%のケースでは銃を突きつけられていたことが明らかになっている (Harm & Philips, 1998)。このような逮捕時の出来事により、フラッシュバックを含むPTSDの症状を呈する子どももいる (Philips & Zhao, 2010)。

触法者の子どもたちが抱える困難の要因として、主に4つのことが指摘されている。1つ目は社会的スティグマである (Condry, 2007; Cunningham, 2001)。社会的ス

ティグマにより触法者の子どもたちは「強いられた沈黙」を余儀なくされることがある (Arditti,2005)。他者に助けを求めたくても「犯罪者の子ども」というラベルを恐れ、自分の置かれている状況を説明することができず、結果として、子どもを含め残された家族が孤立したり、いじめの発生につながることもある (Nesmith & Ruhland,2008)。

2つ目は、親が受刑していることや親が行った触法行為について、正直かつ子どもの発達段階に適した説明がなされていないことがある。アメリカやイギリスにおける研究では、父親が受刑している多くの子どもが、父親の正確な居場所を伝えられていなかったり、事実とは異なる説明をされていることが明らかになっている (Morris,1965; Shaw, 1992)。しかし、2～7歳までの子どもを対象にした調査では、受刑中の母親の不在について、情緒的にオープンで発達段階に適した説明を受けた子どもは、他の子どもよりも代理の養育者に対してより安定した愛着形成を遂げる傾向があることが報告されている (Poehlmann,2005)。

3つ目は、受刑中の親との接触が断たれることである。アメリカの一部の受刑者は家族と電話で連絡を取っているが、高い電話代により実質的には制限がある。また面会も遠方の場合には交通費が負担になったり、学校に通う子どもと面会時間が重なっており難しいこともある。さらに、養育者の意向により、受刑者と子どもとの連絡が断たれている場合も多い (Arditti, Smock, & Parkman,2005)。他方で、刑務所の面会環境の不適切さが指摘されている。子どもにとっては刑務所は快適な場所とは言えず、待ち時間の長さや、刑務官の対応、警備の物々しき等が子どもにとっては苦痛になることが少なくない (Arditti,2005)。日本のように身体的な接触が禁止されている刑務所もあり、多くの刑務所の面会環境は親子の紐帯を強められるような環境とはほど遠いのが実情と言えよう。実際、Poehlmann (2005) による研究では、受刑中の母親を訪ねた幼い子どもは、訪ねていない子どもよりも母親に対する愛着が不安定になる傾向がみられている。

4つ目は、養育環境の変化と養育の質の低下である。受刑により養育者は抑うつ、孤立感、怒り、不安といった負の感情を抱くだけでなく (Noble,1995)、経済的困窮に陥ったり、人間関係の変化、転居や転職を余儀なくされる等の物理的環境変化により強いストレスを経験すると言われている (Morris,1965)。このことによって、子どもへの配慮が散漫になり、ニーズを満たせなくなることがある (Murray,2005)。

さらに、触法者が受刑している間に、残された家族は新たな役割や環境に適

応しているため、出所後の家族再統合に問題が生じることもある (McDermott & King, 1992; Morris, 1965)。とくにアメリカでは 1990 年代のはじめ頃から刑務所内における職業プログラムや教育プログラムに対する予算も、保護観察予算も大幅に削減されたため、出所後の就職が困難になり、このことが家族の再統合をより難しくしているという (Petersilia, 2003)。

これらの複合的な要因により、触法者を親にもつ子どもたちは、長期に渡る悪影響を被ると考えられているが、このような状況に対して、諸外国の一部の地域では心理的社会的な側面からの支援が提供されている (深谷, 2013)。受刑者の増加と科学的証拠に基づくサービス提供の潮流を背景に、アメリカでは触法者の子どもとその養育者を対象にしたコミュニティ・プログラムの効果測定も行われるようになった (Miller, et. al., 2012; Miller, et. al., 2013)。

一方、日本においては、触法者を親族にもつ子どもについての研究は実施されておらず、その実態が明らかにされていない。その背景として、これまで触法者の家族をとらえる視点が、専ら「原因としての家族」や「再犯防止要因としての家族」というものであり、「支援対象者としての家族」という視点が不足していたことが挙げられる (深谷, 2013)。また、日本においても Arditti (2005) がいうような「強い沈黙」により、触法者の家族が自らの抱える問題を表明できない状態に置かれている可能性が高い。子どもの健全な発達と良好な親子関係の構築という意味では、彼らの置かれている実態を明らかにする必要がある。

そこで本研究では、児童相談所がかかわった事例を通して、触法者を親族にもつ子どもが置かれている状況を明らかにするとともに、彼らに対する児童相談所や学校の対応と課題について検討していく。

2. 方法

2013 年 8 月に全国の児童相談所 (支所・分室を含む) 226 ヶ所に調査票複数部を郵送で配布した。回答期間は約 1 ヶ月半である。児童の氏名は無記名にし、個人が特定されないよう配慮した。また、2013 年 4 月 1 日時点で対応しているケースについて回答を依頼した (同一家族内に触法者が 2 名以上いる場合は調査票を分けて記入するよう依頼している)。さらに、結果は統計的に処理するため、事例として公表されることはないことを伝えた。調査票の主な内容は以下の通りである。各

項目についての単純集計を算出した。

- ① 共通票：児童の年齢、性別、紹介元、初回インテーク時期、主訴、児童と触法者との親族関係、触法者の年齢、逮捕時期、逮捕頻度、触法行為の内容、児童と触法者との虐待関係の有無、児童の問題行動、児童の心理的傾向、2013年4月1日時点での触法者の状況（刑事施設入所中かそれ以外か）
- ② A票（刑事施設入所中の場合）：児童への説明の状況、説明者、児童と触法者との接触頻度、服役に対する児童の認識、児童の実質的扶養者、実質的扶養者の経済状況、触法者から家族に向けた連絡頻度（手紙等）、児童から触法者に向けた連絡頻度（手紙等）、教育機関との情報共有、児童に対する学校側の対応、出所後の家族生活に対する実質的扶養者の意向、出所後の家族生活に対する児童の意向、自由記述
- ③ B票（保護観察、執行猶予、刑の執行終了等）：児童の実質的扶養者、実質的扶養者の経済状況、児童と触法者との接触頻度、児童への説明の状況、説明者、触法行為に対する児童の認識、教育機関との情報共有、児童に対する学校側の対応、自由記述

3. 結果

226ヶ所中85ヶ所からの回答が得られた（回収率37.6%）。そのうち7ヶ所では2013年4月1日段階で該当ケースが無く、78ヶ所において該当ケースがあった。有効回答ケースは389である（内、5ケースは重複。いずれも家族内に2名の触法者がいた）。

① 共通票について

子どもの平均年齢は9.60歳であり、性別は男性206名(53%)、女性182名(46.8%)であった（無回答1名）。児童相談所への紹介元を表1に示した。警察が最も多く(37.3%)、次いで親族(24.7%)、福祉事務所および市町村(13.9%)となっている。子どもと触法者との関係では、実母が60.2%で実父が30.1%であった。触法者の年齢は平均38.20歳(SD=±8.79)である。逮捕時期は、「児童相談所による初回インテークの後」が42.9%、「逮捕とほぼ同時期」が37%であったが、あらかじめ逮捕により養育者が不在となることが判明しているため、逮捕に先立って児童相談所に連絡

をしている場合もあり、逮捕をきっかけに児童相談所に紹介されるケースは実質的にはもう少し多い可能性も否めない。触法者の逮捕頻度は1回が33.2%、複数回が42.2%であり、過去にも触法行為を行っている場合が少なくないことがわかる。直近の触法行為の内容をみると（図1）、覚せい剤取締法違反をしている者が36.8%と最も多く、次いで窃盗（25.4%）、傷害（12.3%）、詐欺（7.2%）となっている。

表1 子どもの紹介元

紹介元	n	%
親族	96	24.7
警察	145	37.3
麻薬取締部	2	0.5
学校	17	4.4
福祉事務所、市町村、保健センター	54	13.9
医療機関	17	4.4
近隣	10	2.6
矯正施設	6	1.5
他県児童相談所	17	4.4
その他	11	2.8
親族と警察	1	0.3
親族と福祉事務所等	1	0.3
学校と福祉事務所等	2	0.5
無回答	10	2.6
合計	389	100.0

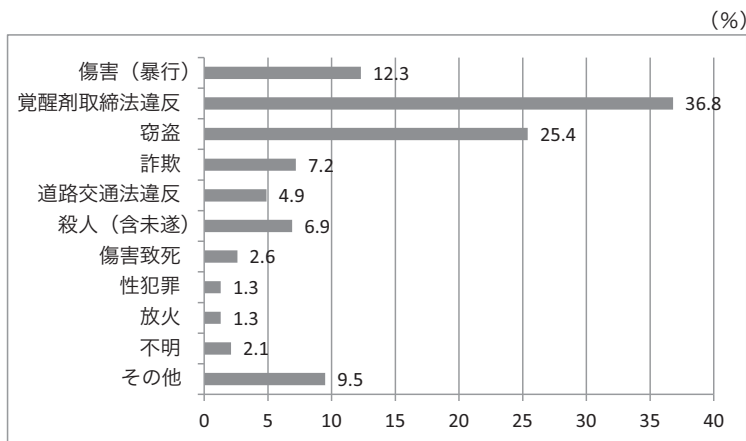


図1 触法行為の内訳

触法者からの虐待行為の有無については、逮捕理由は虐待ではないが、触法者から虐待を受けていた可能性があるケースが37.3%と最も多く、逮捕理由が虐待であり児童が被害者であるケース7.7%、他の親族が虐待されていたのを目撃した可能性のあるケース9.5%と合わせると、約半数の児童が虐待の被害に直接的に遭っていたり、虐待現場を目の当たりにしている可能性が高いと考えられる。

逮捕以降に気がついた児童の行動面での特徴を尋ねたところ、問題行動が「ない」という回答が69.7%であり、「ある」という回答は29.3%であった。「ある」(114ケース)場合の具体的な問題行動をみると(図2)、他害行為が31.6%にみられ、不登校が35.1%にみられている。

一方、逮捕以降の心理的な傾向については、心理的な問題が「ある」という回答が40.1%、「ない」というケースが57.3%であった。心理面での傾向として具体的に挙げられている内容を図3に記した。不安が55.8%、攻撃性34.6%、反抗26.9%、怒り21.8%であった。

触法者の4月1日時点での状況は、「刑事施設にて勾留中または服役中」が179ケース(46%)、「執行猶予中」や「保護観察中」であったり、あるいは「刑の執行が終了」している者が210ケース(54%)であった。

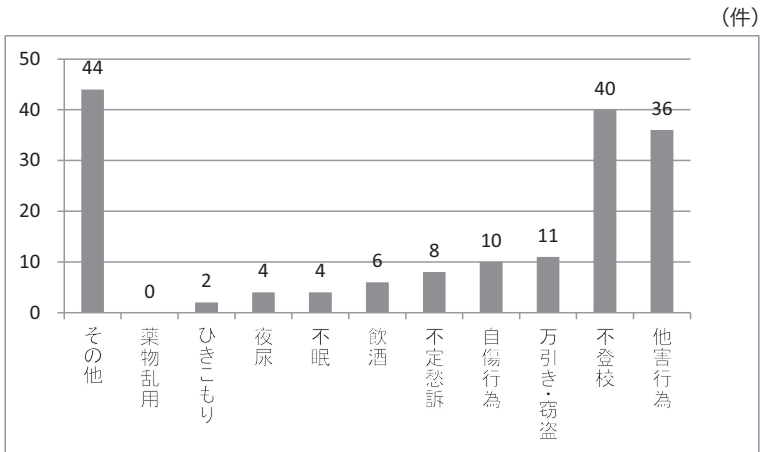


図2 子どもの問題行動

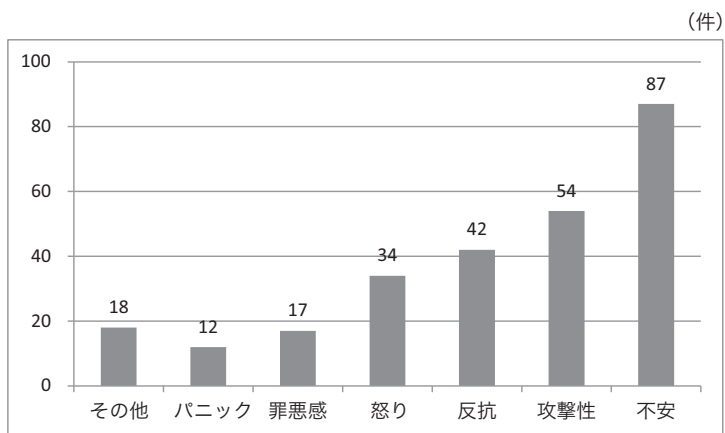


図3 子どもの心理的問題

②A票について：触法者が刑事施設にいる場合（179 ケース）

該当する 179 ケースについて、子どもの養育者は児童養護施設や里親等の社会的養護が 137 名（76.5%）と半数以上を占めていた。その他、実母 11.2%、祖母 7.3% となっている。養護者が社会的養護以外の場合の経済状況は、「厳しい」という回答が半数を上回っていた（57.5%）。

触法者が勾留・服役していることについてどのように児童に説明しているかを尋ねたところ、「事実を正直に話している」が 39.7%、「事實は伝えておらず、虚偽の説明をしている」が 20.7%、「特に何の説明もしていない」が 30.2%であった（表2）。子どもに何らかの説明をしている場合の説明者は（多重回答）、養育者が 36.1%、児童相談所職員が 35.2%、施設職員が 15.7%、親族が 15.7%であった。中には、子

表2 子どもへの説明状況（刑事施設入所中）

	n	%
勾留・服役している事実を児童に正直に話している	71	39.7
児童に事實は伝えておらず、虚偽の説明をしている	37	20.7
児童には、とくに何の説明もしていない	54	30.2
不明	17	9.5
合計	179	100.0

ども本人が逮捕現場にいたというケースもあった。一方、親族の触法行為に対する子どもの認識については、「気づいていると思う」が43%、「気づいていないと思う」が41.9%、「どちらともいえない」が14%であった。

勾留・服役中の触法者と子どもとの直接的な接触頻度は、無しが71.5%で最も多く、不明が14%、年1～3回が6.7%であり、子どもと触法者との間に拘留所や刑務所での面会等、直接的な接触がほとんど無いことがわかる。また、手紙等のやりとりについては、触法者から家族に向けた連絡は54.2%のケースで見られるのに対し、子どもから触法者に向けた連絡があるケースは29.6%にとどまっている。ただし、触法者からの手紙を子どもに見せるかどうかは養育者や児童相談所の判断が入るため、必ずしも子どもの手元に届くわけではない。

また、児童相談所と学校との連携について尋ねている。表3は親族に触法者がいることを学校側に伝え連携をしているかという問いに対する回答である。学校側との情報共有と連携が場合によっては行われていないことがわかる。また、学校側の対応については「児童の家庭環境に配慮し、児童に積極的に関わっている」が34.1%、「不明」が25.7%、「学校側が児童に積極的に関わっている様子はあまりみられない」が12.8%であった。

触法者が出所した後の生活についての扶養者・養育者の意向については、「児童と同居希望」が48.6%と最も多かった。また、子どもの意向については「不明」が65.5%と最も多く、次いで触法者との同居希望が25.1%であった。子どもに触法行為や触法者の居場所について正直に話していない場合もあるため、子どもは親族が行った触法行為について理解した上で同居を望んでいるのかは定かではない。また、

表3 児童相談所と学校との連携（刑事施設入所中）

	n	%
親族に触法者がいることは、学校側には伝えておらず、連携もほとんどしていない	34	19.0
親族に触法者がいることを学校側に伝えてはいないが、連携はしている	32	17.9
親族に触法者がいることを学校側に伝え、連携している。	61	34.1
未就学	45	25.2
無回答	7	3.9
合計	179	100.0

触法者本人や養育者や子どもが同居を望んでいるからといって必ずしも出所後に同居が出来るわけではなく、触法者本人が安定した社会生活を営めるようになったと判断されてはじめて同居の可能性が模索される。

③B票について：触法者が地域にいる場合（210 ケース）

触法者が地域にいる 210 ケースについても、子どもの養育者は社会的養護が 138 名（65.7%）と半数以上を占めていた。その他、実母 25.7%、実父 13.3%であった。社会的養護以外の場合の養育者の経済状況は、その約 4 割が「厳しい」というものであった。

触法行為についてどのように児童に説明しているかを尋ねたところ、「事実をある程度伝えている」が 38.6%、「事実は伝えておらず、虚偽の説明をしている」が 11.9%、「特に何の説明もしていない」が 37.6%であった（表 4）。子どもに何らかの説明をしている場合の説明者は（多重回答）、養育者が 34.9%、児童相談所職員が 35.8%、施設職員が 5.7%であった。一方、親族の触法行為に対する児童の認識については、「気づいていると思う」が 49%、「気づいていないと思う」が 32.9%、「どちらともいえない」が 18%であった。

表 4 子どもへの説明状況（社会内処遇・出所後等）

	n	%
事実をある程度伝えている	81	38.6
児童に事実は伝えておらず、虚偽の説明をしている	25	11.9
児童には、とくに何の説明もしていない	79	37.6
不明	25	11.9
合計	210	100.0

表 5 は触法者と子どもの接触頻度を示している。同居も含め「ほぼ毎日」が約 27%であり、それ以外の場合の場合は「無し」が 27.6%で最も多かった。触法者が地域にいる場合でも、その多くは子どもとは別に暮らしていることがわかる。

表5 子どもと触法者との接触頻度（社会内処遇・出所後等）

	n	%
ほぼ毎日（同居）	57	27.1
週1回	7	3.3
月1～3回	32	15.2
年4～6回	15	7.1
年1～3回	30	14.3
無し	58	27.6
不明	9	4.3
無回答	2	1.0
合計	210	100.0

表6 児童相談所と学校との連携（社会内処遇・出所後等）

	n	%
親族に触法者がいることは、学校側には伝えておらず、連携もほとんどしていない	32	15.2
親族に触法者がいることを学校側に伝えてはいるが、連携はしていない	39	18.9
親族に触法者がいることを学校側に伝え、連携している。	90	42.9
未就学	31	14.5
その他（退学等）	5	2.4
無回答	13	6.2
合計	210	100.0

また、児童相談所と学校との連携について尋ねている。表6は親族に触法者がいることを学校側に伝え連携をしているかという問いに対する回答である。触法者が地域にいる場合も児童相談所と学校側との情報共有と連携が場合によっては行われていないことがわかる。また、学校側の対応については「児童の家庭環境に配慮し、児童に積極的に関わっている」が45.7%、「不明」が24.3%、「学校側が児童に積極的に関わっている様子はあまりみられない」が10.5%であった。

4. 考 察

児童相談所がかかわっているケースの大多数は、触法者を親族にもつ子どもの中でも、親族が受刑したことにより養育者が不在になったり、あるいは残された養育者の養育能力に問題があるといった、言わば限られた一部のケースである。したがって、本研究で得られたデータが触法者を親族にもつ子どもの全体像を示しているわけではない。また、回答者は多忙な業務の時間を割いて回答しているため、該当する全ケースについては答えられず、回答者がケースを選定した形跡も若干ではあるが見受けられる。しかし本研究を通して、親の触法行為が子どもにもたらす影響の一端を明らかにすることが出来たと考える。回答のあった児童相談所の多くは地方に位置しており、本研究で取り上げた「触法者を親にもつ子ども」の問題は、地方の児童相談所が抱える課題の一つと推測することができる。

子どもと触法者との関係では、実母が実父を大きく上回っていた。平成24年の入所受刑者数をみると、圧倒的に男子人員の数が勝っている（男性22,555人、女性2,225人）（法務省、2013）。この男女比のみから予測すれば、子どもとの関係が実父であるケースが多いはずである。しかし実際には実母の場合が多いのは、母親の養育能力が子どもを支える鍵になっているからであろう。すなわち、父親が逮捕・受刑に至っても、残された母親に一定の養育能力があれば、子どもは引き続き親元で生活していくことが可能であるが、母親が逮捕されると残された父親が一人で子どもを養育することは難しく、祖父母等の力を借りることができなければ、児童相談所が介入し社会的養護等の手段を模索することが多くなる。また、もともと母子家庭であった場合は養育者不在となり、母親の服役を機に社会的養護に至らざるをえなくなる。触法者が実父であり、社会的養護に至っている事例は、何らかの理由で、その母親の養育能力に問題があった可能性が高い。

たとえば、「母親が逮捕される前から子どもは施設で生活しており、逮捕前は面会・外出・外泊が行われていたが、逮捕後はそれらが一切なくなってしまい、子どもが寂しさを感じている。問題行動とまではいかないが、施設職員への甘えが強くなり、わがままも増えてきている」という記述があった。このように、母親の精神的な問題や経済的問題がもともとあって、親子関係が不安定であったところに、親の触法行為を機に関係性が途絶えてしまうというパターンもある。とはいえ、仮に子どもが社会的養護ではなく母親や祖父母のもとで生活できていても、経済状態が苦しい

場合が多いことが本研究の結果から明らかになった。

さらに、「出所後には一緒に暮らしたい」と子どもや扶養者が希望したとしても、必ずしもすぐに同居できるわけではない。児童相談所としても、子どもが良好な環境で家庭生活を送るためには、親の就労状況や精神状態、経済状態等を見極めた上で同居の許可をおろさざるをえない。子どもの家庭生活を送る権利を保障するという意味では、出来るだけ早く出所者が就労し、生活を安定させることができるようになるのが好ましいが、実際は前科者が職を手にし、経済状況を安定させることは容易ではない。児童相談所はあくまでも子どもを主体とした相談機関であり、親の就労支援等は業務外のため、別の機関や組織が出所者の就労支援や生活支援を丁寧に行う必要があるのだが、現段階ではそのような支援を精力的に実施している機関・組織は極僅かである。そのため、出所者の生活が安定せず、そのことが出所者の精神状態にも影響し、再犯に至り、子どもとの別居状態が長引くことになる。

実際、触法行為を行った親たちの逮捕頻度が複数回にわたっているケースも少なくないことが本研究の結果からわかる。触法行為として多く挙げられているのが、再犯率の高い窃盗と覚せい剤取締法違反であることを鑑みると、妥当な結果と言えよう。平成24年における女子の入所受刑者の罪名別構成比をみると、窃盗は41.3%であり、覚せい剤取締法違反は38.6%となっており、女子による触法行為の8割をこの2つが占めている(法務省, 2013)。安定した地域生活の確立のためには、依存症からの脱却に向けたアプローチも一つの大きな課題として挙げられる。

一方で、本研究からは触法者から虐待を受けた可能性のある子ども及び虐待行為を目の当たりにした可能性のある子どもが半数近くいた。実際、児童相談所につながった際の主訴として「自宅から閉め出され、夜間も一人で外をふらついている」「父から大量に向精神薬を飲まされた」「身体的虐待により警察より通告」等、虐待にかかわる理由が多数挙げられていた。これらの経験が子どもに及ぼす影響を十分に理解しなければならない。とくに触法者から直接的に虐待を受けていた場合やその可能性がある場合は、児童相談所が出所後の同居生活に特に慎重になるのは当然と言えよう。触法者を親にもつ子どもの状況は多様であるとはいえ、本研究で回答が寄せられたケースの多くは、触法行為以前から家庭環境が必ずしも良好ではなかった可能性が高い。

諸外国における既存の研究では、子どもに服役の事実を伝えた方が、子どもにとっては良い影響があるという結果も得られているが (Poehlmann, 2005)、本研究から

は実際は事実とは異なる説明をしていたり、とくに何の説明もしていない場合が、刑事施設入所中か否かに関わらず半数程度いることが明らかになった。自由記述では告知の難しさについてのコメントが複数寄せられていた。子どもへの告知の必要性は、子どもをどのような存在としてとらえるか、本人の精神的な発達程度、事件の内容等によって異なってくる。確かに児童相談所には触法行為や触法者の居場所を子どもに伝える法的義務はない。しかし、告知の方法やその後の関わり方によっては、触法者に対する拒絶感の増長、自己否定、規範意識の希薄化をもたらしかねない。したがって、告知に当たっては、誰がどのタイミングでどのように伝えるのかといった判断を専門職者や触法者本人、養育者、親族等が慎重に話し合い決めていく必要があるだろう。

告知については、関係者が足並みをそろえる体制作りも求められる。児童相談所としてタイミングや説明方法について予め想定していても、何も知らされていない親族が不適切な方法で事実を知らせてしまう可能性もある。また、他の子どもや近隣住民からの心ない発言で、はじめて親族の居場所や触法行為について知ることもあり得る。本来はそのような事態は避けたいところであるが、実際、本研究では子どもに説明をしていないにもかかわらず、子どもが触法行為や服役について気づいている場合もあった。仮にそのような場合が生じてしまった際に、どのような対応が必要になるのかについても検討していく必要がある。

近年では、うつ病や統合失調症などの精神疾患について子どもに説明するための絵本等も出版されている。このような取り組みも参考になる。また、アメリカでは子ども向けテレビ番組の中でこの問題を取り上げており、触法者を親にもつ子どもへの告知方法の参考になるだけでなく、周囲の子どもたちの偏見除去という点でも学ぶべき試みと言えよう。

子どもに見られる行動面の問題については、「ある」が全体のおよそ3割であった。特に他害行為と不登校が多いことが明らかになった。また、心理的傾向については、約4割に課題が浮上しており、不安や攻撃性が強い傾向にあることが明らかになった。親族の触法行為の後ろに見られているものであるとはいえ、親族の逮捕・勾留・受刑といった事柄がこれらの行動上の問題や心理的傾向の直接的要因となっているのかどうかを、本研究の結果のみから判断することは難しい。過去の虐待被害体験が要因となっている可能性も高い。とはいえ、「子の前で親を逮捕するということは子へのダメージも極めて大きいと思われるため、目前での逮捕はできるだけ控え

て欲しい」という意見が回答者から挙げられており、逮捕場面が子どもに与える影響は少なくないと思われる。今後、さらなる検討を加え、告知されている群とされていない群での差異や、社会的養護を受けている群とそれ以外の群との差異等を明らかにする必要がある。また、社会的養護を受けている場合は、日常的に子どもをみているのは児童養護施設の職員や里親、あるいは児童自立支援施設の職員であるため、これらの施設職員の協力を得つつ、短期的長期的な行動心理傾向をより詳細に検討していくことが求められる。

触法者を親にもつ子どもへの対応は、諸外国の場合は学校が積極的に取り組んでいる（深谷，2013）。しかし日本の場合は、子どもの親が刑事施設にいることや、触法行為の内容を必ずしも学校側が把握しているわけではないことが、本研究を通して明らかになった。地域によっては児童相談所と学校が配慮の必要な子どもについての情報を十分に共有し、連携をとっている。ただし、すべての地域と言うわけではなく、学校側は児童が施設で生活していることは知っているが、家庭環境まで理解した上で子どもに関わっているわけではないこともある。ここには児童相談所と学校との信頼関係のあり方、学校側の業務量や業務内容の問題、スクールソーシャルワーカーの不足等、さまざまな課題が内包されているのではないだろうか。また、学校以外の関係機関との連携にも課題があることが示唆されている。具体的には回答者から、「実母が服役中から出所後の支援が必要と考え、病状や出所後の対応について支援機関と話し合おうとしたが、対応してもらえず、再度同じ状況になってしまった。出所前から連携が出来れば違う結果になったのではないかと感じた」という意見が挙げられている。

本研究を通して、触法者が刑事施設にいる場合の触法者と子どもとの接触頻度は、極めて少ないことが明らかになった。また、手紙のやり取りも活発に行われているわけではない。子どもを触法者に会わせるかどうかは、児童相談所の職員が子どもへの心理的影響や時期等を総合的に判断し決定しているが、仮に会わせられる場合でも、刑務所という場所に子どもを連れて行くことに対する児童相談所職員の抵抗感は弱くないだろう。過去の研究でも、親が勾留されている様子を目の当たりにすることにより、親への愛着が不安定になる場合があることが明らかになっている（Poehlmann, 2005）。子どもの親への愛着に支障を来さないような面会室、児童相談所職員が抵抗なく子どもを連れて行けるような面会室に変えていくことも家族の再統合には必要な取り組みであろう。

5. まとめにかえて

本研究の目的は、触法者を親族にもつ子どもの実態と児童相談所等のかかわりについて、アンケート調査により明らかにすることであった。本研究で報告されたケースの多くは、触法行為発生以前から家族環境に問題があったと考えられ、子どもの3割に問題行動が、4割に心理的課題がみられたが、その要因を明らかにすることは次の論考に残された研究課題となった。また、触法者が実母の場合に、児童相談所がかかわることが多いことが明らかになっており、母親の養育能力をいかに支援し補強していくかが、家族の再統合の鍵になることが示唆された。地域における母子家庭に対する支援はもちろんのこと、出所者に対する就労支援や生活支援、依存症対策等の取り組みの充実が必要である。一方で、児童相談所と学校等の連携を再検討し、さまざまな関係者が協働しながら子どもを見守る体制を作っていくことも必要であろう。また、家族の再統合の促進という意味では、刑事施設の面会室の環境や面会方法を見直すことも必要である。臨床上の課題としては、子どもに対する告知をいかに進めていくかが問題となっている。子どもの知る権利を蔑ろにすることなく、健全な発達に向けた告知方法とタイミングを考える必要がある。

言うまでもなく、触法者を親族にもつ子どもが必ずしも問題行動を起こしたり、心理的な問題を抱えるわけではない。しかし、仮に憤りや悲しみを感じていても「強いられた沈黙」ゆえにそれらの問題を表現できなかつたり、周囲が子どもの呈するサインを見逃すことがないよう、触法者を親族にもつ子どもの置かれている状況、抱えやすい問題等への理解は引き続き深めていく必要がある。

- ※ 多忙な業務時間を割いて、調査にご協力いただいた児童相談所職員の方々に深く御礼を申し上げたい。
- ※ 本研究を実施するに当たっては、平成25年度北九州市立大学特別研究推進費を受けている。

注

- 1) 本研究における「触法者」には、刑法やその他の刑罰法規に規定する犯罪構成要件に該当する有責かつ違法な行為を行った者と、違法行為を行ったが、心神喪失状態等の理由により、刑事責任を問えない者の両方を含む。
- 2) 日本の加害者家族については、一家の働き手を失うことによる経済的危機、孤立感や罪悪感等の心理的危機、就職や進学への影響や学校でのいじめ等の社会的危機に直面することが報告されている（阿部、池、草場，2013）。

参考文献

- Arditti, J.A. (2005). Families and incarceration: An ecological approach. *Families in Society: The Journal of Contemporary Social Services*, 86, 251-260.
- Arditti, J.A., Smock, S.A., & Parkman, T. (2005). “It’s been hard to be a father” : A qualitative exploration of incarcerated fatherhood. *Fathering*, 3, 267-288.
- Bocknek, E., Sanderson, J., & Britner, P. (2009). Ambiguous loss and posttraumatic stress in school-age children of prisoners. *Journal of Child and Family Studies*, 18, 323-333.
- Boswell, G. (2002). Imprisoned fathers: The children’s view. *Howard Journal of Criminal Justice*, 41, 14-26.
- Condry, R. (2007). *Families shamed: The consequences of crime for relatives of serious offenders*. Collumpton, England: Willan.
- Fishman, S.H. (1983). The impact of incarceration on children of offenders. *Journal of Children in Contemporary Society*, 15, 89-99.
- Gordon, L. (2009). Invisible children: First year research report. A study of the children of prisoners. Christchurch, New Zealand: Pillars.
- Harm, N.J., & Phillips, S.D. (1998). Helping children cope with the trauma of parental arrest. *Interdisciplinary Report on At-Risk Children and Families*, 1, 35-36.
- Henriques, Z.W. (1982). *Imprisoned mothers and their children: A descriptive and analytical study*. Washington, DC: University Press of America.
- Kampfner, C.J. (1995). Post-traumatic stress reactions in children of imprisoned mothers. In K. Gabel & D. Johnston (Eds.), *Children of incarcerated parents* (pp.89-102). New York: Lexington Books.
- McDermott, K., & King, R.D. (1992). Prison rule 102: Stand by your man. In R. Shaw (Ed.), *Prisoners’ children: What are the issues?* (pp.50-73). London, England: Routledge.
- Miller, A.L., Krusky, A., Franzen, S., Cochran, S., & Zimmerman, M. (2012). Partnering to translate evidence-based practices to community settings: Bridging the discovery-delivery gap. *Health Promotion Practice*, 13, 559-566.
- Miller, A.L., et al. (2013). Strengthening Incarcerated Families: Evaluating a Pilot Program for Children of Incarcerated Parents and their caregivers. *Family Relations*, 62, 584-596.
- Morris, P. (1965). *Prisoners and their families*. Woking, England: Unwin Brothers.
- Nesmith, A., & Ruhland, E. (2008). Children of incarcerated parents: Challenges and resiliency, in their own words. *Children and Youth Services Review*, 30, 1119-1130.
- Petersilia, J. (2003). *When prisoners come home: Parole and prisoner reentry*. Oxford, England: Oxford University Press.
- Phillips, S.D., & Zhao, J. (2010). The relationship between witnessing arrests and elevated symptoms of posttraumatic stress: Findings from a national study of children involved in the child welfare

system. *Children and Youth Services Review*, 32, 1246-1254.

Poehlmann, J. (2005). Representations of attachment relationships in children of incarcerated mothers. *Child Development*, 76, 679-696.

Shaw, R. (1992). Imprisoned fathers and the orphans of justice. In R. Shaw (Ed.), *Prisoners' children: What are the issues?* (pp.41-49). London, England: Routledge.

阿部 恭子, 池 美沙子, 草場 裕之 (2013) 「犯罪加害者家族の現状と支援に向けて」『季刊刑事弁護』73, 97-100.

深谷 裕 (2013) 「日本にける犯罪加害者家族支援の必要性と可能性—オーストラリアにおける加害者家族支援を手掛かりに—」『基盤教育センター紀要』15, 141-167.

法務省 (2013) 『平成 25 年版犯罪白書』法務総合研究所.